

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜に当
るときの
翌日)

目 次

◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定

都市計画の変更

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

開発行為に関する工事の完了

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 公 告

農業改良普及員資格試験の合格者

告 示

鳥取県告示第八百九十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
まつもと薬局	東伯郡大栄町大字六尾二二四 一七	昭和五十九年十月一日
涌島齒科湖山医院	鳥取市湖山町三六九〇一	〃
みなと薬局鳥取店	鳥取市立川町五丁目四一	〃
松岡医院	鳥取市行徳は一〇二	昭和五十九年九月十一日

鳥取県告示第八百九十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
まつもと薬局	東伯郡大栄町大字六尾二一四 一七	全国	昭和五十九年十月一日
涌島齒科湖山医院	鳥取市湖山町三六九〇一	"	"
みなと薬局鳥取店	鳥取市立川町五丁目四一	"	"
松岡医院	鳥取市行徳は一〇二	"	昭和五十九年九月十一日

鳥取県告示第九百号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
浦富加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業
淀江加入区	

鳥取県告示第九百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画公園第三・三・五号境台場公園
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
変更する部分
境港市花町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第九百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、国府町から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十九年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年七月五日 鳥取県指令受米土維八第四百二十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢十一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原四八〇

有限会社安達地所

代表取締役 安達節子

鳥取県告示第九百四号

昭和五十九年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十九年十一月二十六日から施行する。

昭和五十九年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

鳥取西支店

鳥取市元魚

町二丁目

を

鳥取西支店

鳥取市元魚町一丁目

に改める。

公 告

昭和59年10月23日から同月25日までの間に実施した農業改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和59年11月24日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

谷口 佳人	山本 定博	西山 浩美	村里 祐治	衣笠 哲生
小谷 和朗	伊澤 宏毅	黒柳 直彦	多田 圭一	松原 俊二
品川 吉延	片山 るみ子	松井 正樹	時里 文崇	藤沢 満彦
中西 博則	田村 美幸	藤原 修	福田 隆二	栗原 昭広
山本 豊	安養寺祐子	田中 晶子	金津 令次	米田 千秋
笠原 宏人	西尾 博之	市村 陽典	宮本 成功	今藤 由賀里
櫻井 禎	香口 哲行	柏 儀幸	川尻 寿	